

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300416001	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月29日	ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと	【要望内容】 ア. ビッグデータの開放と利活用促進に向けた法整備等 イ. 政府における堅固なサイバーセキュリティ体制の構築  【理由】 人口減少社会において経済成長を実現していくためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会実装していくことが必要であり、ビッグデータの開放と徹底的な利活用が重要なカギとなる。 ビッグデータを活用した民間企業の新商品・新サービスの開発、新市場開拓を進めるためには、公共データのオープン化や企業間のデータ流通のルールなど、その適正な利活用を促す法整備や、ガイドライン等の策定が必要である。 また、官公庁や企業を狙ったサイバー攻撃が多発しているため、政府において、スマート社会(Society 5.0)に対応する、日本全体の堅固なサイバーセキュリティ体制を構築する必要がある。	日本商工会議所	内閣官房 総務省 経済産業省	【アについて】 我が国では、ビッグデータの利活用が進んでおらず、諸外国に比べて遅れをとっている状況です。また、利活用の状況としても、わが国企業では付加価値拡大等の高度なデータ利活用を行っていない状態です。加えて、製造現場等のリアルデータ利活用への関心は急速に進んでおり第四次産業革命等による技術革新の必要性は高まる一方で、特に官民が保有するデータを開放するための具体的な法制度は整っていませんでした。  公共データのオープン化については、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」の第11条において、①国及び地方公共団体はオープンデータに取り組みることが義務化、②事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されました。 また、2017年5月には、オープンデータ・バイデザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むための基本方針を定めた「オープンデータ基本指針」を策定し、行政が保有するデータの原則公開等のルールが明確化されました。 これらに基づき、オープンデータの取組を推進しております。  【イについて】 「国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促す」、「サイバーセキュリティに対する脅威への被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進」を基本理念として、具体的には ①国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定や、基準に基づく施策の計画(監査を含む) ②重要社会基盤事業者等における基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進等 ③中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が自発的に行うサイバーセキュリティの促進(相談を含む)、必要な情報の提供及び助言を実施しています。	【アについて】 生産性向上特別措置法(第2章第3節)  官民データ活用推進基本法(第11条1項、2項)  【イについて】 サイバーセキュリティ基本法 第3条、第13条、第14条及び第15条	【アについて】 対応 ※公共データのオープン化については現行制度上で対応可能  【イについて】 現行制度上で対応可能	【アについて】 2018年5月に成立した生産性向上特別措置法により、データ連携・共有事業認定制度・秘制制度を創設しました。IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援します。一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%(償上げを併用場合は5%)を措置いたします。さらに、所定の情報管理を行っていることの確認を受けた特定革新データ産業活用事業者が、主務大臣を經由し、データを保有する関係省庁・公共機関等からのデータ提供を要請できる制度を創設します。 上記措置は2018年6月に施行されました。  公共データのオープン化については、「官民データ活用推進基本法」および「オープンデータ基本指針」等に基づき、引き続き、オープンデータの取組を推進してまいります。  【イについて】 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進、民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進を引き続き実施し、わが国におけるサイバーセキュリティ体制の構築に努めてまいります。	
300429001	30年 4月29日	30年 5月24日	30年 6月15日	割賦販売に係る約款の不利益変更の際の承諾義務付けについて	このところ、一部上場企業も含めて、割賦販売業者が、カードの利用明細を電子化し、紙の利用明細は有料化する傾向にある。 有料化する場合、約款変更の通知は利用明細書の余白に記載して事前に通知するものの、顧客から承諾を得ることはなく、無断で顧客の銀行口座から引き落とす方法により徴収を初めている。 引き落としについては、利用明細を確認していれば気が付くが、よく見えないお年寄りなどは、まったく気が付かないままに、紙の利用明細の発行手数料を徴収されていることになる。  割賦販売法では、顧客がクレジットカードにより商品等を購入し、その支払方法を毎月一定額を支払うこととするリボルビング方式とした場合に、カード会社は非済金の支払請求前に、非済金を支払うべき時期及び支払うべき非済金の額等を記載した書面を購入者に交付しなければなりません。この際、カード会社は事前に購入者の承諾を得れば、書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。承諾の取得方法は、書面又は電磁的方法によることとしていますが、例外的に約款の一条項のみに規定するなどして包括的に承諾をとるような方法は不可としています。ただし、同法に約款の変更方法等に関する規定はありません。 なお、リボルビング方式以外のクレジットカード利用に係る支払方法の場合には、非済金の支払請求に關して書面交付等の規定はありません。	個人	経済産業省	割賦販売法第30条の2の3第3項及び第30条の6	対応不可	(1)e 改正民法(平成32年4月1日施行)では、新たに創設された定型約款に係る規定のうち、「提換約款の変更」に係る規定(第548条の4)において、「個別に相手方と合意することなく(契約の内容を変更することができる)場合を、「相手方の一般の利益」に適合するとき又は、「契約をした目的に反せず」かつ「変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」に限ることと整理されたものと承知しており、割賦販売法での特別な対応は不要と考えます。  経済産業省としては、こうした改正民法の規定内容について、クレジット業者が遵守するよう、業界団体である日本クレジット協会を通じて、今後周知徹底を図ってまいります。  (2)c 割賦販売法の担当部署は、経済産業省のウェブサイト、または経済産業省にお問い合わせいただければ確認できることから、法令により事業者に努力義務化するのとは異なるのではないかと考えます。		
300912025	30年 9月12日	30年 10月11日	30年 11月27日	報告・届出の廃止・簡素化 ⑦包括信用購入あっせん業者に作成求められる「財産に関する調査」の見直し	【提案理由】 ○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調査」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調査の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものである。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとつて多大な事務負担となっている。 ○また、調査を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目(「包括信用購入あっせんカード等」に係る未払債務等)のみ、事業報告書に別途記載することにより、調査の作成・提出は不要としないと考ええる。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会	経済産業省	割賦販売法施行規則(第136条)	検討を予定	本提案を踏まえた財産に関する調査の作成・提出の取扱いについては、当該調査書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調査等報告書類に求める事項を精査した上で、必要に応じて検討してまいります。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300914004	30年9月14日	30年10月11日	30年11月27日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	(1) 要望の具体的内容 顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 提携教育ローンについては、国立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われる。現行規制下においても、国や公団が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。 また、同規制対象下では、ローン実行に伴う事務・管理態勢の負担が大きく、顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情である。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの要望が寄せられており、利用者への経済的な負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える。本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討いただきたい。 (3) 制度の現状 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役員提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役員提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役員提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。	一般社団法人 第二地方銀行協会	経済産業省	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されていないといえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一端の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。		
300914009	30年9月14日	30年10月11日	30年11月27日	リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外	(1) 要望の具体的内容 リフォームローンの提携をすることができれば、業者や顧客にとっても利便性が向上すると考えられ、提携住宅ローンを締結している業者に限って、割賦販売法の規制対象からの適用除外としていただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 政府では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅に対して活用促進を図っている。空家等の活用はリフォーム工事が不可欠であり、金融面でもサポートしていくため本件の要望を行う。 現行規制下ではハウスマスター等と業務提携(提携住宅ローン)を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し対応している。ハウスマスター等に対し、新規物件は紹介が可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られないのが実情であるため、リフォームローンの割賦販売法の規制緩和が望まれる。 ただ、リフォーム工事を巡っては、顧客が業者とのトラブルに巻き込まれる事象が少なからずあるのも実情である。このため、提携住宅ローンを締結している業者に限るといった条件付で、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの適用除外を要望する。 (3) 制度の現状 割賦販売法により、リフォーム工事は融資と密接な牽連性があるとされ、金融機関から顧客へリフォーム業者の紹介等は禁止されている。	一般社団法人 第二地方銀行協会	経済産業省	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されていないといえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一端の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。		
300914012	30年9月14日	30年10月11日	30年11月27日	中小企業信用保険制度の対象業種への追加	(1) 要望の具体的内容 中小企業信用保険制度の対象業種に、農業・林業・漁業を追加していただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業であることが多く、円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。今後、政府より農業の高度化や興業種からの進出を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証制度の利用を可能とする点について、地域のニーズを踏まえつつ、関係機関と検討していくと方針も出しており要望するものである。 (3) 制度の現状 農業・林業・漁業は中小企業信用保険制度の対象外であることから、信用保証協会を利用できない。	一般社団法人 第二地方銀行協会	経済産業省	中小企業信用保険法第2条	その他	本提案である信用保険制度の対象業種に、農業、林業、漁業の追加は行っておりません。しかし、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務の保証を行うことにより、資金調達の円滑化を図ることを目的として、商工業と農業を合わせ含む事業者に対して信用保証を行う枠組みを整備しました。こうした取組を通じて、地方創生への貢献を進めてまいります。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300920001	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	コミュニティ内の電力取引量の計量器の選択自由化	<p>【内容】 電力系統網との接続点での電力量を計量して取引を行う場合を除き、コミュニティ内の電力融通における電力量取引は、取引当事者間の合意に基づいた計量器、または、ソフトウェアを用いた算出電力量で行えるようにすべき</p> <p>【理由】 再生エネ、及び、蓄電池などいわゆる小型分散電源の普及により、電気事業者以外の電力需要家がプロシューマ化して、電気の供給の担い手となりうる。プロシューマ化の推進は、コミュニティ単位の事業継続、自給率の向上、地産地消といった日本国内における地域課題解決に極めて有効な政策である。コミュニティにおける電力融通の取引、及び、少額取引の取引においては、高価な高精度・高精度の計量器を用いる必然性はなく、コミュニティ内の当事者間で合意紛争解決できるのであれば、安価な計量器による計量、または、ソフトウェアを用いて算出した電力量で取引できるようにすべきである。</p> <p>さらに、電力のP2P取引においては、計量器にブロックチェーン技術を活用したソフトウェアを組み込むが想定されており、従来の計量器検定スキームをそのまま維持することは、現実的とは言えない。</p>	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会	経済産業省	計量法第16条	検討を予定	<p>・計量器は、様々な経済活動の適正化を図るとともに、人々の健康、安全を確保する等、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に寄与する上で極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、取引・証明において、あるいは消費者が、その計量器が正確であることを確認することは事実上困難であるため、計量器の製造、使用等に対して、計量法に基づく、適正な計量の実施の確保を実施してきています。</p> <p>・具体的には、取引・証明又は一般消費者が使用するために適正な計量の実施の確保が必要とされた計量器(特定計量器)については、原則、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが義務付けられており、そのため、特定計量器については、検定の実施により、構造及び器差に関しての技術上の基準への適合を確認する制度があります。</p> <p>・また、使用状況から器差に変化が生ずるおそれがあると考えられる特定計量器については、必要に応じて、検定の有効期間を短くし、定期検査及び装置検査によって精度の維持を図る必要があります。</p> <p>・他方、次世代技術の進展等に伴い、電力ネットワーク分野にも電力のP2P取引等、新たなビジネスが生まれてきており、こうした状況もふまえて、電気の計量の在り方も含め、新たなビジネスモデルの実現に資する環境整備について、その課題や臨点整理を行うべく、「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」を本年10月15日に立ち上げ、電力分野における特定計量器の使用の制限の柔軟化についての検討を行う予定です。</p>	△	
300920002	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	コミュニティ内卸電力取引所の開設	<p>【内容】 日本全国大の価格変動の影響を受けにくいコミュニティ内に限定した卸電力取引所、取扱量の下限がない卸電力取引所も開設できるようにすべき</p> <p>【理由】 現在、日本の卸電力取引所は、日本全国大で唯一JEPXのみが指定されているが、電力系統を利用した託送の有無に関わらず、コミュニティ内の卸電力取引所を開設できるようにすべき。これにより、自分のコミュニティ以外の悪影響による価格変動を受けにくく、コミュニティ内の少額取引が活発化する。</p> <p>また、JEPXの取扱量の単位は1MWh(2018年10月1日以降は0.1MWhの見込)に規定されているが、コミュニティ内の取扱量は0.1MWh未満となる場合も多く、需給の同時同量の意味において0.1MWh未満の需給を扱える取引所が必要である。</p>	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会	経済産業省	電気事業法第97条～第99条	現行制度下で対応可能	<p>・電気事業法第97条から第99条の卸電力取引所に関する規定については、同法に基づき経済産業大臣が卸電力取引所の指定を行う際の指定基準等について定めたものであり、電力の取扱量等により電力の卸取引所の開設の可否を判断するものではなく、また、取引所の開設自体を妨げるものではありません。</p>		
300920003	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	電力相互融通における相殺決済	<p>【内容】 2つの事業者が相互に電力供給(融通)を行う場合、月額料金は請求金額の差額でいずれか一方のみが請求できるようにすべき</p> <p>【理由】 現在、送配電事業者とその他事業者の間で双方向に融通(正潮流と逆潮流)がある場合、正潮流だけの積算Aに基づく料金請求と、逆潮流だけの積算Bに基づく料金請求が行われている。この場合、相互に料金請求が発生するため、実質A+Bに対する消費税を支払っていることとなる。実際には、相殺決済(請求金額の差額)による「A-B」の消費税を支払うのが妥当である。</p> <p>また、C事業者とD事業者が直接的に電力の相互融通を行う場合も、供給支払条件が対称(全)の(対等)であれば、当事者間の合意があれば相殺した量に基づく決済を可能とする。</p>	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会	経済産業省	電気事業法第18条第1項	その他	<p>・現行の託送供給等約款は、一般送配電事業者によって、時間帯ごと(30分コマごと)の送電量等に応じた課金体系とされています。この変更にあたっては、一般送配電事業者からの申請が必要となります。</p> <p>・なお、現行の託送供給等約款でも、同一場所・同一時間帯の需要量と発電量は相殺することが可能な料金体系となっています。例えば、同一場所・同一時間帯において、需要量30、発電量50の場合、20の電力量が逆潮流分として託送料金の課金対象となります。</p> <p>・他方、2地点間で電力融通を行う場合については、系統運用者は、それぞれの利用時間帯ごとに送電サービスを提供することが必要となるため、それぞれの時間帯ごとの送電サービスに対して課金が行われることが、他の需要家との間の公平性の観点から適切であると考えています。例えば、9:00-9:30の時間帯においてA⇒Bの方向に20の電力量が流れ、9:30-10:00の時間帯においてB⇒Aの方向に20の電力量が流れる場合には、課金を0とするのではなく、それぞれの時間ごとに課金が行われることが適切と考えています。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300920004	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	スマートメーターのオープン化	【内容】民間事業者(第三者)が必要家の許諾を得れば、メータデータにアクセスできるようにすべき 【理由】制度設計上は電力小売事業者だけでなく、民間事業者(第三者)へのメータデータアクセスも検討されていた(0ルート)が、未だアクセスできる仕組みが整えられていない。需要家の許諾が得られれば、電力小売事業者以外の民間事業者もメータデータにアクセスし、需要家向けにデータ活用サービスを提供できるべきである。	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会	経済産業省	電気事業法第23条第1項第1号	検討に着手	デジタル技術が飛躍的に発展する中、一般送配電事業者の保有するスマートメータデータ(各需要家の電力使用量30分値)を活用した、より効率的な電気事業の実施や新たなビジネスモデルの創出に対する期待が高まっています。 他方、個々の需要家の電力使用量情報は個人情報に該当し(需要家が法人の場合は競争情報の可能性)、その保護に万全を期す必要があり、また、電気事業法第23条第1項第1号の保護法益とする小売電気事業者間の公平競争も確保する必要があります。 これらを踏まえ、「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」を立ち上げ、新たなビジネスモデルの実現に資する環境整備として、スマートメータデータの活用の在り方について、第三者提供も含めて検討を始めています。		
300920005	30年9月20日	30年10月11日	30年11月27日	EMSデータのオンライン収集に基づく省エネ法の定期報告、統計法の統計調査を免除	【内容】行政手続簡便化の原則の1つである「同じ情報は一度だけ(ワンスオンリー原則)」に従い、各事業者が管理するEMSデータを、都道府県単位のデータベースにオンライン収集することで、省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査を免除することを要望する。 【理由】事業者が官公庁に提出する書類(電子書類含む)の多くは、元となるデータ項目が同じであるにも関わらず、それぞれ様式や算出式が異なり、都度対応する事業者側の負担が大きい。この問題を解決するためには、様式や算出式の統一ではなく、元となるデータのみを収集することとし、データを利用する側が独自の様式や算出式による加工を行うのが理にかなう。また、将来的に、元データの新たな利用者が多数現れても、データの提供側には、事業上負担の増大がなくなる。	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会	経済産業省	統計法、エネルギーの使用の合理化に関する法律	対応不可	【統計法】現状、ご提案のデータベースは構築されておられませんので、同データベースを活用した統計調査の実施(免除)は困難です。仮に、ご提案のデータベースを構築したとしても、新たなツールとして整備することから、入念な検討とコストを要すること、エネルギー消費統計調査で実施している項目をすべて搭載が必要があること、高質な調査結果の公表に耐え得るため、データの精練時期、内容の精度精査など明確なルール策定が必要であること、などから費用対効果の観点も含め慎重な検討が必要であると考えます。 エネルギー消費統計調査における、記入者負担の軽減策については、事業者の管理する電子的データを活用できるよう、オンライン(電子メール)での提出を促進するなどの取組みを引き続き強化していくことで推進して参ります。 【エネルギーの使用の合理化に関する法律】「EMSデータを、都道府県単位のデータベースにオンライン収集」の意図しているものが定かではありませんが、EMSデータだけでは定期報告書で必要な項目(エネルギー消費効率の算出に必要な活動量や工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の遵守状況等)を全て収集することはできないと認識しております。また、定期報告書を作成する過程で、事業者自身がエネルギーの使用量を定量的に把握するとともに、現場のエネルギー管理実態等のエネルギー使用状況を整理分析していただくことが重要であると認識しておりますので、定期報告書として作成し提出していただく必要があると考えております。 なお、官公庁への提出書類の重複感については、ワンスオンリー原則に従い、引き続き改善に努めてまいります。	△	
300925003	30年9月25日	30年11月1日	30年11月27日	再エネFIT法 災害被災による非発電期間の繰延について	今回の台風により、太陽光パネルを設置した屋根自体が被災し、発電不能状態になる顧客があります。屋根の修理及びパネルの再設置に半年前後有する見通しのため、その売電が不能となります。 このような、自然災害に起因する発電不能、発電量低下について、復旧期間を買取期間の繰延可能な仕組みを要請いたします。 例えば、自然災害による罹災証明、保険事由があれば、30日を超える売電不能期間は繰延できる。	個人	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時の標準的な期間を勘案して定めています。例えば、太陽光発電設備の調達期間は、発電出力10KW未満の場合は電力供給開始から10年間、10KW以上の場合は20年間としています。	検討に着手	自然災害等の不可抗力による発電の中断については、事業を実施する上で事業者が負うべき一般的なリスクであることから、こうした理由により調達期間を延長することは適切ではないと考えます。		
300927014	30年9月27日	30年11月1日	30年12月18日	フロン排出抑制法に係るリース終了物売却時の記録簿について	【具体的内容】フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められている(環境省・経済産業省告示第13号)、この対象を定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること。 【提案理由】第一種特定製品の点検は、簡易点検(3か月1回)と定期点検(一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回)があるが、それぞれの点検状況を記録簿に記載する必要がある。 第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められている(環境省・経済産業省告示第13号)、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録期間の定めがないことから、リース会社がリース終了物件を売却する際に、記録簿の整備に過重な負担が生じている。 売却先へ引き渡す記録簿について、定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること、売却先に真引き継ぐべき情報になると考えられる。	公益社団法人リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号、以下、「フロン排出抑制法」という。)第16条第16条に基づき定められた第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)(以下、「判断基準」という)において、第一種特定製品の管理者は、定期的に管理第一種特定製品の点検を行い、管理第一種特定製品ごとに、その点検及び整備に関する事項を記録した記録簿を備えることとされています。 また、判断基準において、管理第一種特定製品を他者に売却する場合、その記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこととされています。 なお、管理第一種特定製品の点検については、判断基準において、全ての管理第一種特定製品を対象とする簡易点検及び専門点検に関する事項並びに一定規模以上の管理第一種特定製品についての定期点検に関する事項が定められています。	検討を予定	ご提案の場合、定期点検の対象とならない一定規模未満の管理第一種特定製品等は記録簿の引渡しが行われないこととなります。 管理第一種特定製品の記録簿には、第一種特定製品を適切に管理するにあたって必要不可欠な情報が記録されています。そのため、売却の相手方に記録簿が引き渡されることは、適正管理を行うために必要と考えます。 一方で、特段の漏えい等が確認されなかった簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方に引き渡す必要性があるか等については、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととします。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300927016	30年9月27日	30年11月1日	30年11月27日	犯罪収益移転防止法の取引時確認について	<p>【具体的内容】 ・ファイナンス・リース取引の相手方が法人で、契約場所が当該法人の事務所となる場合に、取引担当者の取引時確認を免除すること。</p> <p>【提案理由】 ・当該法人の事務所を契約を締結する際に、相手方の取引担当者は、当該法人の取引の任にあつては、極めて不合理である。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁 経済産業省	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項、第2項	対応不可	マナー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、法人の取引担当者が当該法人の事務所を契約することをもって、取引時確認を免除することはできません。		
300928061	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	<p>平成21年12月1日に施行された改正割賦販売法によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。平成29年6月には、いわゆる「既存住宅購入・リフォーム工事一体型『提携』ローン」(一体型提携ローン)については、一定の要件を充足することにより同法の適用除外となることが明確化されたものの、金融機関が借額できる業者と提携した(一体型提携ローン以外の)リフォームローンや太陽光発電設備等のローン、大学等と提携した教育ローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。</p> <p>なお、これが難しい場合には、以下の提携ローンを適用除外としていただきたい。</p> <p>○ 住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨のほか、政府が推進する空き家・中古住宅の活用促進や再生可能エネルギーの普及促進などの観点から、業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン(既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般)や太陽光発電設備等の住宅設備等のローンは適用除外とする。</p> <p>○ 学生及びその家族の経済的負担軽減や地域の大学等における学生確保などの観点から、大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローンは適用除外とする。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	銀行等の扱う提携教育ローンやリフォームローン等については、銀行等・消費者間の金融消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当しません。「密接な牽連性」の有無は、金融消費貸借契約と役務提供契約の単純的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供者事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要否を考慮した上で、総合的に判断しています。 <p>なお、ご指摘のとおり、平成29年6月に、一体型提携ローンについて、割賦販売法における取扱いを明確にしております。</p>	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑み規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するもの」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
					<p>【具体的提案内容】</p> <p>自然災害(台風、地震、落雷等)被害により、太陽電池パネルの交換を余儀なくされるケースが発生しているが、太陽電池の交換に際しては、改正FIT法での「太陽電池の合計出力を3%以上、または3kW以上増加させる場合は、調達価格が変更認定時の価格に変更(以下、3kW規制)」の規定を順守する必要(調達価格が現在の「低い」価格に変更されると発電事業が成り立たない)がある。</p> <p>一方、太陽電池パネルは年々性能向上(高出力化)しているため、被害内容によっては3kW規制に抵触しないようパネル枚数の削減の必要性がでてくる。</p> <p>元々、1つの発電システムの中で異なる出力のパネルを配置すること自体、電圧・電流等といった「電氣的仕様」の調整に苦慮するのに加え、枚数変更要因で考慮することは、検討できるシステム設計の選択肢が非常に限定される。実際、適切な選択肢が見出せるかも不明である。</p> <p>「国民負担抑制」の趣旨は十分理解できるものの、太陽光発電システムの長期信頼性を確保し、安定電圧化を目指す上で「3kW規制」の撤廃、あるいは条件緩和(災害対応時は適用除外、等)を強く望むものである。</p>							

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928078	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	改正FIT法において、太陽電池パネル交換による出力変更に係る規制緩和について	<p>[提案理由]</p> <p>1)太陽電池を交換するにあたって、下記問題に直面している。                      ①太陽電池技術の性能(電流、電圧、出力)の向上により、設置されている太陽電池は既に生産終了し、現在は、当時より10%以上出力向上したものが、標準生産品となっている。                      ②そのため、現行の標準生産品にて代替することになるが、破壊枚数によっては「3kW以上の出力増加」も当然に起こり得る。「1回の交換枚数が「枚数」であっても20年間での累計を考えれば超過の事態は十分想定できるし、規模の大きい特別高圧案件等にあつてはその確率が非常に高まる。                      ③一方で、出力の異なる太陽電池の使用にはいくつかの問題点がある。                      ・パネル設置の決定にあたっては、電氣的仕様を十分加味することが必要である。つまり、直列に接続するモジュールは電流を、並列に接続するストリングは、電圧を一定の範囲内に揃えなければならない。さもないと当該発電システムの運転が不安定となり、期待する発電量が得られなくなる。                      ・更に、そのシステム設計の決定にあつては、太陽電池の仕様に加え、パワーコンディショナー(以下、PCS)の仕様・特性も含めて検討が必要であり、果たして適切な解が見出せるかも不明である。                      ・前述のような複雑なシステム設計が必要とされていることに加え、「枚数変更」による電圧値や電流値の変化は更にその設計を困難にさせるものであり、実際上は、上記に係る設計コストに加え、製品納期、工事期間等も加味して、最適解を見出す必要がある。                      ・一方で、PCS単位で全量を同一のパネルに交換すれば、システム設計も容易であり枚数変更も可能である。しかしそれは、不必要な(損傷していない)パネル交換を強いるものであり、その費用負担も考えれば現実味の無い方法である。                      ・また、太陽電池のメーカー変更を余儀なくされることにもなれば、システムの保証が受けられないという事態にもなる。                      ・ちなみに、太陽電池パネルの認証制度では、出力10%以内は「類似品」という扱いがなされていることに併せれば、「3kW規制」は業界として整合性の取れない、ある意味矛盾した規制である。</p> <p>2)太陽光発電システムのコストダウンと長期安定的な事業運営に関して                      今、太陽光発電システムに求められている最大テーマは、①コストダウン ②長期安定的な事業運営である。                      ①コストダウン                      太陽電池のコストダウンの要となるのがその性能向上にある。メーカーもその実現に向け、日々技術向上に努めている。それに対して、「3kW規制」は、従来性能仕様の商品での太陽電池交換を最も適切とするものであり、新たな技術開発の進展を阻害する規定である。                      ②長期安定的な事業運営                      太陽光発電を「主力電源化」するにおいて、最も重視されるテーマである。ところが、「3kW規制」は、性能が向上した商品での代替をより複雑にしており、設計に時間を要し、早急な復旧を阻害することになる。また、もし、設計が適切でないあるいは設計を怠ると不安定な電源となるばかりか、適切な維持・メンテナンスも困難となり長期安定性が確保できなくなる。</p> <p>&lt;参考&gt;                      ・具体的な対象案件 (7月の西日本集中豪雨被害)                      太陽電池総出力 : 2,346kW (出力255W/枚、枚数9,200枚)                      今回損傷枚数 : 400枚                      現行標準太陽電池出力 : 275W/枚(従来品は生産終了)                      ・全数交換した場合の出力増加量 : 10kW ((275W - 255W) × 400枚)                      ⇒ 総出力を不変とすると△29枚の調整が必要</p> <p>※実際の対応は、システム設計がうまくいかず、パネルメーカーに「特注」での従来品製造を要したが、特注でもあり製造期間に時間もかかりその分電復旧が遅れることになったもの。</p>	民間企業	経済産業省	制度的過剰については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立を図るという観点から、「太陽電池の合計出力を3%以上または3kW以上増加させる場合には、調達価格を変更認定時の価格に変更する」という一定の制約を設けています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	対応不可	<p>【3kW規制の撤廃に関して】再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合については数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられますが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設での大規模な故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用することを考慮して、一定規模の余裕を持たせることが適切だと判断し、3%の要件を設けました。一方で、出率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWも要件も課しました。</p> <p>【条件緩和に関して】再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、省令改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。高効率のパネルを使わなければならない場合は、その分の国民負担の抑制を図るため、価格を変更するかパネルを減らして対応することとなります。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928125	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。</p> <p>【具体的要望内容】 提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外(以下は除外条件を適用せず)。 ・特定商取引法の販売類型に該当する役割(特定継続的役務の提供契約) ・民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) ・信用情報関係(法第35条の56から57まで) ※信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。</p> <p>【要望理由】 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要望は強い状況にある。 営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和対象とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていることとなる。 なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。</p>	都銀懇話会	経済産業省	銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑み規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928136	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条)</p> <p>【具体的要望内容】 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。</p> <p>【要望理由】 まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大衆であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等と比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一方人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な努力とコストが生じている状況。わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。</p>	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされている。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
300928190	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	環境法令全般における各定期報告を事業所ナンバー制度による一元的な申請体制の構築について	<p>①現状、環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法等)に關する定期報告書の提出先において、廃掃法、地球温暖化対策法は各地方自治体への報告となっており、また、省エネ法、食品リサイクル法、改正フロン法は各省庁(国)への提出となっており、規制の種類が異なることはもちろんであるが、環境の観点から、関連した内容であると考え、国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、報告先も国、地方自治体に分かれているため、重複した作業となり業務負担や間違いを起すケースもある。</p> <p>②環境法規に使用するデータはあくまで、一位データ(光熱使用量、産業廃棄物排出量等)となる。各省庁に合わせた報告書ではなく、各事業所(者)がそのデータを記入でき、一元的に管理できる事業所単位のサイトを構築し、国、地方自治体の個別報告の一元化を図っていただきたい。</p> <p>③報告書類のペーパーレス化及び統一データ管理によるドキュメント作成への重複作業削減と簡素化により業務が効率化され、履歴管理が官民統一に可能となる。昨今、どの事業者も、環境に関わる報告書が多岐に渡り、その整理、作成が省エネ活動以上に、努力を要している。その効率化を、本来の省エネ活動に向けて省きたい。更には、そのサイトにて、不届の内容及び改善措置、伝達を行っていただければ、法改正への対応、地方自治体からの個別内容も事業所(者)単位にて把握できると考える。</p>	(一社)日本フロンチェーズ協会	農林水産省 経済産業省 環境省	<p>廃棄物処理法においては、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、原則としてその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物の運搬を委託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、管理票交付者は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならないとされています。また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないところ、当該計画の実施の状況について、都道府県知事に報告しなければならないとされています。</p> <p>食品リサイクル法においては、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が一定の要件に該当する者(食品廃棄物等多量発生事業者)は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を主務大臣に報告しなければならないとされています。報告書の提出先は、食品関連事業者の主たる事務所(本社等)の所在地を管轄する地方農政当局等、地方環境事務所及び当該食品関連事業者の事業を所管する省庁の地方支分部局となっています。</p> <p>地球温暖化対策法は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。また、関連する制度として、地球環境条例等に基づき、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその抑制対策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める制度を導入しています。</p> <p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、第12条第10項、第12条の2第11項</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、同法施行令第7条</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第26条 温室効果ガス算定・排出量等の報告等に関する命令第22条の2</p> <p>エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条</p>	その他	<p>環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案のように、全ての環境法令に係る定期報告等を一元的に管理できるようにすることは困難です。</p> <p>但し、関連した取組として、例えば、省エネ法、温対法、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは含み化しております。</p> <p>また、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告における事業者の行政手続コスト削減については、「経済産業省の基本計画(営業の許認可)」(平成30年3月)において、経済産業省・環境省で連携して取り組んでいくこととしています。更に「第10回行政手続部会」(平成30年6月25日)において、回答させて頂いたことに加え、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるよう、システムの抜本的な改革及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討してまいります(現行の予定では、最遅で2021年度に次期システム運用開始。なお、当面の取組みとして、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする、あるいは、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする(それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した場合は必要)といった対応を例示して、今年度中に自治体に協力依頼を行うことを検討。)</p> <p>詳細については、以下をご覧ください。ありがとうございます。          ・経済産業省の基本計画(営業の許認可)※P.26  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/File/basic_plan_licensin.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/File/basic_plan_licensin.pdf</a>          ・第10回行政手続部会 議事次第  <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20180625/agenda.html">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20180625/agenda.html</a></p>	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928218	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	業務用電子レンジ出力上限の規制緩和について	コンビニエンスストアでは、精算時間短縮等の利便性向上を継続して検討している。特に、短時間で商品を温めて提供することにおいて現在の業務用電子レンジの出力(1500Wや1900W)の制限が望まれている。量の多い商品や冷蔵商品は加熱に時間がかかり、商品設計(中身や容器)を工夫し続けているが根本的な短縮には電子レンジの出力規制が大きく影響する。働く女性増加を背景にした時短ニーズ、従業員の手力化と言った効果も期待されるため、安全性を考慮した上で現状以上の出力設定が可能な業務用加熱機器の開発が待たれている現状をご理解いただき、規制緩和となるような措置についてご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省 経済産業省	【総務省】 電波の安全性については、電波防護指針において、電波利用において人体が電磁界にさらされる場合、その電磁界が人体に不要な作用を及ぼさない安全な状況であるために推奨される電磁界強度等の指針値等が示されていますが、電子レンジの出力の制限は示されていません。 電子レンジの設置については電波法第100条が適用され、設置しようとする者が当該設備につき総務大臣に申請し、総務大臣が許可申請の技術基準への適合等を認めるときは許可することとなっています。電子レンジの場合、それからの電界強度等の値は無線設備規則第65条に規定された許容値を満たす必要がありますが、出力に関する許容値は規定されていません。 【経済産業省】 電気用品安全法では、電気用品の製造・輸入事業者に、事業開始日から30日以内に電気用品安全法の規定に適合する電気用品について届出を義務付けており(法3条)、この届出に係る電気用品を製造・輸入する場合、省令で定める技術基準に適合しなければなりません(法8条) 技術基準省令は性能規定化されており、具体的な基準値・試験方法については、例示基準である商務流通審議官通達「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」(20130605商局第3号)により公開されており、電子レンジについては、この技術基準解釈通達の別表第8(95)で規定されています。	電波法令及び電波防護指針 電気用品安全法第8条	【総務省】 現行制度下においても、電波防護指針及び無線設備規則第65条で規定されている基準値等を満たせば、電子レンジの出力を現状以上の出力設定にすることが可能です。 【経済産業省】 電気用品安全法の技術基準解釈通達の別表第8(95)項には、電子レンジの出力に関する基準値は規定されていません。 なお、この別表第8(95)項では、漏えい電界の電力密度がとびらを開いた状態であっても5mW/cm以下であることを求めています。一般社団法人日本電機工業会によれば、1900Wの業務用電子レンジのメーカーでは、この基準値を大きく下回る値で管理しており、業務用電子レンジの出力は電安法の基準値により制限されるものではないとのことです。		
300928221	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	電力会社の資本分離の実施について	電力自由化を進めている中で、送電部門だけは、自由化対象外となっている。そのため、新電力(電力小売事業者として新規参入を行った会社)と既存電力会社では、利益構造が異なる。既存電力会社の小売事業者の方が価格競争力が強くなる(新電力は、小売事業で利益を出さなければならぬが、既存電力会社は、法的分離の後も、持株会社の利益構造で考えた場合は、小売事業者としての利益は限られた0円であったとしても、送電会社の利益と合わせて考えた場合は利益が出る形となる)。長期的に考えた場合、送電会社の利益が減少し、寡占状態に逆戻りとなる可能性があり、電力需要家としては、将来の電気料金上昇要因となる。そのため、新電力が孤立している現段階で資本分離を進めていただきたい。また、発電事業者と小売事業者の結びつきが完全に分離されることにより、より安価な小売事業者を通じて、電力購入を行えるようになるが、現在は、既存電力会社の発電部門と小売部門が強固に結びついているため、結果として、電気料金の低下に歯止めがかかっていると考えられる。新電力がより多くの既設発電所の電源を使用できるような体制としていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	(発送電分離について) 2016年4月の小売全面自由化後においても、送電部門については、電力の安定供給の確保等の理由により、引き続き地域独占と総括原価方式により投資回収が保障された中で、必要な送配電線を整備することとされており、また、送配電部門の中立性のより一層の確保のため、改正電気事業法の施行により、2020年4月から、送配電部門については、小売電気事業者又は発電事業者との兼業は禁止されることとなります(法的分離の実施)。 なお、送配電部門の会計分離については、2003年の制度改正により既に導入されており、送配電部門への料金支払等の条件について、他の電気事業者との間の公平性を確保するために、送配電部門の会計を他部門の会計から分離し、公開することを義務付けております。 (新電力による既設電源へのアクセス) 石炭火力や大型水力、原子力等の安価なベースロード電源については、大手電力会社が大部分を保有しており、新電力のアクセスは極めて限定的となっています。その結果、新電力はベースロード需要をLNG等のミドルロード電源で対応せざるを得ず、大手電力会社と比べて十分な競争力を有しない状況が生じています。これまでの自主的取組を通じて、旧一般電気事業者は、自社で保有する余剰電源(ミドルピーク電源)を中心に、卸電力取引所等に投入してきましたが、ベースロード電源については、経済合理的な判断の下、専ら自らで利用しており、新電力によるベースロード電源へのアクセスは極めて限定的です。	改正電気事業法(平成二十七年六月成立)第二十二条の二 第二十三条の四	【発送電分離について】 その他 (新電力による既存電源へのアクセス)対応	(発送電分離について) 分散型電源を含む多様な電源を活用し、安定で効率的なエネルギー供給を実現していくためには、送配電部門を中立化し、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることが必要です。 他方で、電力システム改革当時の議論では、送配電部門の中立性確保のための措置として、①一般電気事業者の送配電部門を別会社化する「法的分離」と、②その別会社との資本関係を解消することで義務付ける「所有権分離」の手法について検討が行われたところです。 【法的分離】こととせず、「所有権分離」まで行った場合には、グループ経営が得意で、安定供給確保のための資金調達に支障が生じる恐れがある理由により、「法的分離」の方式が採用されました。 実際に、法的分離に先立って分社化を行った東京電力は、持株会社が中心となり、グループ一体の非常災害対策本部として、総合的な判断を行うことができるような仕組みを整えているところです。 法的分離後を前提としても、送配電会社と発電・小売会社との間の兼業、グループ内取引・変圧等に関する所収の「行為規制」を併せて講ずることで、「送配電部門の中立性向上のための措置」を講ずることが可能であると考えております。 (ベースロード市場の創設) 新電力のベースロード電源へのアクセスを容易とするため、ベースロード市場を創設し、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境のイコール化を図り、更なる小売競争の活性化を図ることとしています。ベースロード市場では、取引の効率的な確保する観点から、ベースロード電源を保有する旧一般電気事業者等が発電した電気の一部を適正な価格で市場供給すること制度的に措置することとしており、現在、2019年度の市場の創設に向けて、詳細な制度設計を進めているところです。	
300928222	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	保安管理業務委託契約における技術者確保について	高圧受電設備設置のためには、主任技術者を確保しなければならない。しかし、店舗数が増えている一方で主任技術者が足りなくなっており、高圧設置が進まない状況になっている。コンビニエンスストアに関しては外部委託しているが、特に、関西エリアにて不足している。現役の有資格者の高齢化、退職、減少、また、資格取得への合格者の低さ、離職率の高さ等、今後とも人員不足の拡大が見込まれる。更に、工業高校の減少、船政知識の低さから船政、身内以外で新たに取得するケースは減ってきている。2016年以降の有資格者は充足していない。30年、特に外部委託の条件面の見直しは急務と考える。実際に主任技術者不足から、店舗の高圧受電設備の設置ができなくなって、高圧での店舗オープンができなくなる事態が発生している。コンビニエンスストアの店舗数が拡大していく中で大きな壁となっている。保安協会を含め、業界全体での有資格者への業務の育成、採用の強化、支援システム等が必要であり、合わせて女性、外国人を採用できる環境作りは必要となっている。将来的にも2020年問題、新設施設の増加と需要が拡大してくると、更に悪化してくると思われる。特に、問題となっている外部委託での人員確保、条件面の見直し、他の職業との兼務、委託事業場へ範囲拡大等、早急に改善を進めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者の交付を受けている主任技術者を選任する必要がある(電気事業法第43条)が、電気事業法施行規則第52条第2項に基づき、当該保安の監督に係る業務を外部に委託する場合には主任技術者を選任しないことができます。 電気事業法施行規則 第五十二条第二項 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が「産業保安監督部の管轄区域内」のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたものと並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて嵐山保安法が適用されるものみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条	その他	保安管理業務の外部委託の法的要件に関しては、そうした変更を行った場合でも保安の水準が維持されることを確認する必要があり、現時点で直ちに変更を行うことは困難です。 一方、平成29年度の調査によれば、保安協会等の保安法人における管理技術者の不足は将来的に懸念されるものの、現時点においては、有資格者全体として十分な数が確保されているという結果も出ています。 国においては、電気保安人材の中長期的に確保するためには、電気保安業界の認知度を向上させるための業界横断的な話題性を高める取組や、認知・理解・行動つなげる仕組み、入職促進を図るための認定校の学生を主とした就職活動者への働きかけ等の工夫等が必要と見られ、平成30年度に調査を実施しているところです。 加えて、保安管理業務の外部委託先としては、保安法上だけでなく、個人の管理技術者の方々も数多くおられます。関係者にヒアリングしたところ、現在、関西地区においては、関西電気保安協会以外には特に人材不足の状況にあり、個人の電気管理技術者等に相談しければ引き受けが可能と聞かれており、また、関西地区以外でも各電気保安協会も含め、引き受けは可能と聞いています。 したがって、特定の保安法人に限定せず、個人の電気管理技術者に委託することも含めた対応もご検討いただければ幸いです。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300930007	30年9月30日	30年11月1日	30年11月27日	災害による太陽電池パネル交換における改正FIT法の出力変更規定の緩和措置について	近年の、自然災害の影響によって、太陽光発電システムの、太陽電池パネルの交換が多発している。現状の、FIT法におけるパネル交換では、「太陽電池の合計出力3%以上又は3kW以上」となると、調達価格の変更となる。太陽電池パネルの性能向上については、FIT導入の2012年当時比べ、高効率化が進み、20~30%以上の出力向上が図られている。一方で、被災等による太陽電池パネルの大量交換作業を行うには、太陽電池合計出力が、上記の3%又は3kWに明らかに超えてしまうことになる。このような、背景から、災害被災地域指定を受けた、太陽光発電システムの、太陽電池パネルの交換作業については、調達価格の変更対象としない措置を要請します。FIT制度での20年間には、更なる太陽電池パネルの性能向上が期待でき、現状の「3%以上又は3kW以上」の規制が技術開発を阻害することにならないことを要請いたします。	民間企業	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	対応不可	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。高効率のパネルを使わなければならない場合は、その分の国民負担の抑制を図るため、価格を変更するかパネルを減らして対応することとなります。		
301203005	30年12月3日	31年1月12日	31年2月28日	機能性表示及び種苗法に関する特許手続きの開放	種苗については、種苗法による保護が受けられて、これの手続きは行政書士が業として行っている。食品の機能性表示についても、行政書士が消費者庁への手続きを業として行っている。ところが、新種植物の特許出願はともかくとして、商標登録出願までもが弁理士の独占とされており、行政書士は取り扱えない。近年、弁理士の合格者数は年間250名と大幅に減少し、合格者も30代と40代で70%以上を占めるほどに高齢化しているが、このような弁理士の人口推移では、先進国日本の知財立国を推進することは難しい。よって、特許庁の手続きの内、商標に関する手続きについては、行政書士への制限を緩和して、活用することが望ましいと考える。特に、商標に関する手続きの内、譲渡手続きは行政書士に開放されて、10年以上何らの支障もないのであるから、少なくとも更新手続きについては、比較的容易であるので、まず段階的に行政書士に開放するべきである。	個人	経済産業省	弁理士法第75条。弁理士法施行令第8条第1項第6号参照	対応不可	商標に関する業務の多くは、弁理士のみが業として行うことができるとされています。これは、ビジネスに合った適切な権利保護を実現するため、権利範囲に直結する業務については、高い専門性が求められるためです。商標登録出願の代理業務に関しては、現行の事業のみならず今後の事業展開も視野に入れた上で、適切な指定商品及び指定役務の選択を行う必要があり、それによって権利範囲が決定します。また、商標登録出願は、商標法所定の要件を満たすか否か、特許庁の審査官が審査を行います。その結果に適切に回答することにより、拒絶査定を避けることができる場合もあります。このように、商標についても、特許出願と同様に、高度の専門性が求められます。弁理士は、このような商標の業務を適切に行うために、弁理士試験や試験合格後の実務修習等を通じて、その専門性を身に付けています。商標の更新登録手続きは、単に存続期間を更新するだけにとどまらず、更新登録を求めた商品及び役務の区分を選択することができ(商標法第20条第3号、商標法施行規則第10条、様式第12(備考6))、出願と同様に権利範囲に影響します。したがって、商標の更新登録手続きについても、ビジネスに合った適切な権利保護の観点から、引き続き弁理士のみが行える業務である必要があります。一方、商標の譲渡手続きは、権利範囲そのものに直接影響を与えるわけではないため、行政書士も業として行うことができるとされています。なお、弁理士は、企業が生み出した技術・デザイン・ネーミング・ロゴマーク等を、特許・意匠・商標によって保護することで、ビジネスを知的財産権の観点から総合的に支援する役割を担っており、そのうちの一部のみならず専門性を有しない者ではその役割を十分に果たせないものと考えています。		
301221001	30年12月21日	31年1月22日	31年2月28日	特許料の最終年度分の日割り計算の実施について	特許出願をした場合、特許査定から30日以内に、3年分の特許料を納付すると、特許原簿が作製され、設定登録を受けることができます。その後は、「設定登録日」を基準として、毎年度分を、1年毎に収めることとなります。ところが、特許権は「出願日」を基準として、原則20年間で消滅するため、特許料の最終年度は必ず1年未満となります。しかるに、特許料は日割り計算をする規定がなく、残り半年であったとしても、1年分を収めることとなります。そこで、最終年度分については、日割り計算もしくは月割り計算をすることを提案します。	個人	経済産業省	特許法第107条第1項、第108条第1項、第2項	検討を予定	ご提案を実現するにあたっては、特許特別会計の収支動向を踏まえた料金制度の法改正や特許庁の業務システムの改修が必要となりますので、まずはどのような課題があるのかを把握し、検討を行うこととします。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310205003	31年2月5日	31年3月6日	31年4月24日	保・工分離の原則の見直しについて	昭和六二年に行われた電気工事二法(電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律)の改正に際して、通商産業省資源エネルギー庁公益事業部技術課長は、全国電気管理技術者協会連合会会長に対し、昭和六二年八月四日わが国の電気保安の確保が、長い電気保安行政の歴史のなかで確立した保・工分離の考え方を基本としており、電気工事を行う者が保守管理も行う、あるいはその逆のケースは到底許されるべきではなく、通商産業省としては電気工事二法の改正後においても保・工分離の原則を徹底してゆく考えであることを示す内容の「電気工事二法改正と保守管理業務の関係について」と題する文書を発したほか、資源エネルギー庁公益事業部長は、同年八月二〇日に開催された参議院商工委員会において、電気工事二法の改正後保・工分離の原則を堅持してゆく考えであることを政府委員として発言した。	個人	経済産業省	制度上、規定されていない。	なし	事実誤認	保工分離の原則は設置者の利益を守るために業界内でも定着化・慣習化されたものであり、現時点においても設置者保護の観点からその考え方は有効なものです。また、この原則の基本的部分は、医業分業といった他業界においても採用されているものであり、電気保安と電気工事の業界においても、設置者に必要ない工事費用を負担させない等、設置者の利益を第一に考え、この考え方に則り自らを律していくことが必要であると考えられます。したがって、ご提議にある電気技術者のレベルが向上したとしても、保工分離の原則は維持されるべきものと考えております。	
310206010	31年2月6日	31年3月6日	31年4月24日	国家プロジェクトにおける入手設備の目的外使用	【提案の具体的内容】 国家プロジェクト管理機関(NEDO等)ごとの差異をなくし、目的外使用が可能となるよう規制緩和を要望する。 NEDOの約款では原則的に入手設備の目的外使用は禁止されている。NEDOの承認を得て目的外使用できる仕組みにはなっていないが、ハードルは非常に高い。一方平成27年3月の競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせによれば、報告書の提出で基本的には問題ない取決めとなっている。 【提案理由】 委託事業のみで、入手設備を100%使用することはなく、一方他の受託事業で、別の用途で当該設備を使用したいケースが多々ある。しかしながら実質的には目的外使用となり使用不可であり、別途設備購入が必要になり、稼働率の低い同様設備を重複して購入ことになる。目的外使用は設備の有効活用、国全体としては税金の効率的活用につながる。 また、AMEDは目的外使用は原則問題なく届出で了解されている。 (参考)AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」J38 <a href="https://www.amed.go.jp/content/000003262.pdf">https://www.amed.go.jp/content/000003262.pdf</a> AMED「研究機器の合理的運用(一時的な他用途での使用)の取扱いについて」スライド2 <a href="https://www.amed.go.jp/content/00003659.pdf">https://www.amed.go.jp/content/00003659.pdf</a>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	委託事業等で取得した財産の目的外使用については、事前に申請しただき、承認を受けることで認められており(NEDO業務委託契約約款第20条第5項)、実際にNEDOでは平均で年間10件以上の承認を行っています。 具体的には、委託事業等で入手した研究開発資産について、当該事業で使用していない時期に他の委託事業で使用を図ることとしており、以下の承認基準を満たしていることが要件となります(NEDO委託事業処理マニュアル)。 ①当該委託事業の推進に支障がないこと ②当該委託事業の委託先は共用使用にかかると管理責任を負うこと ③共用使用の用途・目的は、他のNEDO事業とする。また、共用使用先が大学や国立研究開発法人等の場合は、使用目的が収益事業でなければ共用使用を可能とする ④共用使用にかかるとする実費及び修理費は、共用使用先の負担とする ⑤原則、共用使用に伴う設置場所変更及び改造は行えない。ただし、必要性が認められれば可とする(費用は共用使用先負担) また、AMEDにおいては、「委託契約により大学等が取得した研究機器の場合は、大学等の物品管理規程等に基づき、合理的運用が可能」とされており、実施者が大学等である場合に限って「財産の使用又は利用の状況の報告を提出したことをもって承認したものとみなす」と定められています。NEDOにおいては、実施者が大学等(国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校)の場合においては、NEDO業務委託契約約款(大学・国研等)書第20条第1項において、取得財産は大学等に帰属されるとともに、同条第5項により共用使用の条件を示し、合致している場合は、手続き不要のみならず承認という扱いにており、届出も不要となっています。 なお、NEDOの研究開発プロジェクトは競争的資金に該当していないことから、平成27年3月の競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせにはあてはまりません。	NEDO業務委託契約約款第20条第1項、NEDO業務委託契約約款(大学・国研等)第5項、NEDO委託事業処理マニュアル	事実誤認	NEDO事業の取得財産については、当該財産の適正な管理及び運用の観点から目的外使用に係る承認基準を明示し、基準に合致した申請に対しては速やかに承認を行っているところです。また、実施者が大学等(国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校)の場合においては、NEDO業務委託契約約款(大学・国研等)第20条第1項において、取得財産は大学等に帰属されるとともに、同条第5項により共用使用の条件を示し、合致している場合は、手続き不要のみならず承認という扱いにており、届出も不要となっており、現状でもAMED以上に柔軟な制度となっております。 NEDOの研究開発プロジェクトは競争的資金に該当していないことから、平成27年3月の競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせにはあてはまりません。 なお、申請者にとってハードルが非常に高いとのことですが、具体的な事業を示していただければ個別に相談に応じます。	
310206029	31年2月6日	31年3月6日	31年4月24日	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合	【提案の具体的内容】 平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コスト削減に向けた～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の同じ趣旨は一度だけ原則(ワンストップ・原則)に使い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し、統合すべきである。 省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。同一省内内であることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを継続して要望する。 【提案理由】 同一省内での類似書類は多少書式を見なおしても統合すべきと考える。昨年度の所管官庁の検討結果では、2018年度中に検討(可否判断)し、連携が可能である場合には、2019年度調査から連携させて実施することを旨とします。ただし、両者の連携が可能と判断された場合でも、総務省(統計法)との実施に必要な環境整備に要する時間を踏まえ、速やかに行うこととします」とされ、「検討予定」とされたことから、両統計の連携・統合の実現に向けて、経済産業省での検討・実施の進展が望まれる。 また、統計法第29条でも、被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報(今回の事例では省エネ法の定期報告)の提供を求めている。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にもあてはまる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギー消費統計調査は、統計法に基づく一般統計調査として、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・製造業別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。 省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用法の改善を目的として、法第16条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500k以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。 具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改善の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。 定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。	統計法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	対応不可	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査で重複する項目について、連携が可能である検討した結果、以下の通りです。 省エネ法では、事業者全体(法人等単位)としての省エネを求めており、定期報告では、事業者単位のエネルギーの使用の合理化に関する取組み等を把握することを目的としているため、報告対象は、事業者が管理している工場等(本社、工場、営業所等)で継続的に一定の経済活動を行う範囲(建設現場等の不定期な経済活動、工場等)でのエネルギー消費を除くと限定しております。 一方、エネルギー消費統計調査では、日本全体の産業・業務部門のエネルギー消費量を把握することを目的としているため、調査対象事業所が管理するすべての範囲(屋外の作業・操業現場でのエネルギー消費を含む)を報告の対象としております。このため、エネルギー消費統計の数字を法人単位で算出したとしても、省エネ報告上の数字とは整合しない可能性が高く、これを代替することは不可能です。 上記を踏まえ、調査目的の違いから、同じ項目であっても双方から報告される値には差異が生じるため、連携した実施は困難であると考えられます。 なお、当該事項は、2019年3月19日の行政手続部会でもご指摘いただいております。同様の回答をしております。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310206039	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	技術導入契約の締結に係る事後報告の期限の緩和	<p>【提案の具体的内容】 外国からの技術導入契約の締結に係る事後報告の期限を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 居住者が非居住者との間で行おうとしている技術導入契約の締結について、当該技術が指定技術であって、契約の対価が1億円相当額以下であるなどの場合は、契約締結後15日以内に財務大臣および事業所管大臣に報告することが義務付けられている。 契約締結後の事後報告を15日以内に完了できるよう、技術導入契約の調整段階から外国企業に事後報告の必要性を伝えるとともに、契約書面の迅速な交換を働きかけている。しかし、期限には休日も含まれることから、相手側の休日や祝日により書面の交換に時間を要する場合や、隔地者間での契約書面の交換の場合に、契約締結後15日以内に報告ができず、法令違反となるおそれがある。 また、契約の変更についても、金額等の変更の都度、事後報告が義務付けられているが、技術導入契約の性質上、契約期間が長期にわたるため、複数回にわたり契約を変更するケースがあり、契約締結後15日以内の報告が間に合わないおそれがある。 事後報告の期限を緩和する(例:15日以内を45日以内にする)ことにより、企業努力によって対処できない意図しない法令違反を防ぐことができ、ひいては外国企業との良好な関係構築に寄与するものと期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 経済産業省	<p>外国為替及び外国貿易法上、居住者が非居住者との間で行う指定技術(注)に係る新規の技術導入契約の締結であって、契約の確定対価が1億円相当額以下のもの又は地位の承継で、契約条項の変更を伴わないものなどについて、契約締結等を行った日から起算して、15日以内に、財務大臣及び事業所管大臣への事後報告義務を課してあります。</p> <p>(注)指定技術とは、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を及ぼすこととなるおそれがある技術として対内直接投資等に関する命令で定める技術のことをいう(現在、航空機に関する技術、武器に関する技術等が指定されている)。</p>	外国為替及び外国貿易法第55条の6、対内直接投資等に関する政令第6条の4	検討を予定	<p>技術導入契約の締結等の報告については、技術導入契約の締結をした日から起算して15日以内に財務大臣及び事業所管大臣に提出するよう求めております。今般、複数の報告者に対して、報告書の作成に係る社内手続について確認を行いました。その結果、締結相手方である海外企業と適切にコミュニケーションが取れていることが大卒であり、そのような場合は法定期間内に報告書を提出することは可能であるものの、長期休暇等、相手方の事情により、契約の締結状況を適切に把握することができない場合があり、そのような場合に、結果として報告期限を徒過することになった旨、確認しております。このように報告者に帰責しない事由により報告が遅延してしまう場合もあるため、現行法令上の報告期限を延長することにつき、事業所管省庁と前向きに検討してまいります。</p>	
310208001	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	国の委託研究開発の成果(特許権等)の通知手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 産業技術力強化法第19条(日本版パイドール制度)に基づき、政府委託資金による研究開発から派生した研究成果については委託先(企業等)から委託元(例:NEDOやJST)へ報告する運用になっている。特に知的財産権(特許権等)に関しては、通知手続きが非常に煩雑であるため、簡素化を要望する。 ・委託元によらず通知のタイミングや様式を統一(少なくともNEDOとJSTとで統一を図る) ・通知のタイミング削減、または複数事由をまとめたかたちでの通知を可能とする(半年に1度まとめて通知等)。 ・共同出願人の権利放棄について通知を不要とする。</p> <p>【提案理由】 (1)委託元毎に通知のタイミングや様式が異なる 例えばNEDOは権利化過程で放置する場合に通知は不要であるが、JSTは通知が必要である。「共同出願の場合、NEDOは代表出願人からの通知で足り、JSTは出願人毎の通知を要する」となっている。 (2)委託元が同じでもプロジェクトにより通知のタイミングが異なる場合もある 例えば、同じJSTであっても戦略的想像研究推進事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号に規定する「特許権等の活用」に支障に及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合は、特許権等の移転に当たり、あらかじめ国の承認を受けなければならないのに対し、JSTの未来社会創造事業のプロジェクトでは、産業技術力強化法第19条第1項第4号の規定にもかかわらず、特許権等の親子間移転について事前承認が求められる。また、プロジェクトは複数年度にわたることが多いものの、毎年改定が行われるために、年度によって通知のタイミングや書式が異なる場合がある。 (3)案件毎に複数回の通知手続きが必要 1つの案件(出願・権利)に関し、出願時、登録時、放置・放棄時、権利移転前、権利移転後、実施時等のタイミングで都度の報告が必要であり、加えて出願国毎の通知が求められる。すなわち「複数の通知タイミング×出願国」というように、1つの案件で数多く(多いものでは30回以上)の通知手続きを要し、手続きが非常に煩雑である。 また、契約書を文字通り読めば、知的財産権の実施等に関して自己実施であっても都度報告が求められており、知的財産権の定義には著作権およびノウハウが含まれていることから、委託研究の成果である著作物を複製したり、二次的著作物を作成するたびに、報告が必要となり、現実的ではない。 (4)共同出願人が権利放棄する場合も権利移転に含められ通知手続きが必要 権利移転に事前承認申請が必要である背景は、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれがないかの確認、研究開発の成果の国外流出を防ぐ目的であり、これは理解できる。しかし、共同出願人が権利を放棄する場合、残りの権利者については既に出願時に出願人として通知済みであるうえ、わが国の国際競争力の維持に支障を及ぼすおそれは低く、研究開発成果の国外流出にも該当しないと考える。</p> <p>以上を示したような煩雑な手続きのために、委託元および委託先において相当の工数が発生しており、研究開発へ充当すべき工数が阻害されている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 経済産業省	<p>(提案1)委託元によらず通知のタイミングや様式を統一(少なくともNEDOとJSTとで統一を図る) (現状)NEDO、JSTごとに、通知のタイミングや様式が異なっている。</p> <p>(提案2)通知のタイミング削減、または複数事由をまとめたかたちでの通知を可能とする(半年に1度まとめて通知等)。 (現状)NEDOでは一部の事業にのみ複数事由をまとめた形での通知を実施している。JSTにおいては、すべてにおいて個別事業毎の通知を求めている。</p> <p>(提案3)共同出願人の権利放棄について通知を不要とする。 (現状)NEDO、JSTともに、権利放棄について通知を、求めている。</p>	産業技術力強化法第19条 ・法令自体の改正ではなく運用の変更	<p>(提案1) a-①検討に着手</p> <p>(提案2) b-①検討に着手</p> <p>(提案3) c 対応不可</p>	<p>(提案1) H32年度までに、NEDO、JST、経産省において、通知のタイミングを、様式にに応じて、「60日以内」、「90日以内」、「遅滞なく」の3類型で統一化する方向で検討を進めます。</p> <p>(提案2) H32年度までに、NEDO、JST、経産省において、様式における記載事項や様式を統一化する方向で検討を進めます。</p> <p>(提案3) 委託先が特許権等を放棄した際に、委託元は、委託先から権利放棄の通知を受けない限り、その状況を把握することができません。一方、産業技術力強化法第19条との関係で委託元は、特許権の最新の状況を正確に把握する必要があります。よって、共同出願人の場合についても権利放棄について通知を不要とすることは適切ではありません。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310208007	31年2月8日	31年3月22日	31年4月24日	スーパーコンピュータ分野における政府調達に係る自主的措置の見直し要望	<p>【提案の具体的内容】 WTO政府調達協定に基づき日本政府が政府調達の自主的措置として定めている「スーパーコンピュータ導入手続」について、昨今の急速な技術の進展に即して、適用範囲の見直しおよび今後の見直しの高頻度化を求める。</p> <p>【提案理由】 中央政府組織及び国立六大学法人、研究機関、一部の民間企業は政府調達協定に基づき日本政府が定める「スーパーコンピュータ導入手続」(以下、本手続)の適用対象機関となっており、適用範囲(50TFLOPS以上)のコンピュータを調達する場合は、スーパーコンピュータとしてその手続に則った調達を行うこととなっている。本手続は「50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする」とされているものの、2014年を最後に改正されていない状況にある。一方でコンピュータの性能は年々向上しており、AIの計算等に用いる高性能汎用型コンピュータが本手続の対象範囲に含まれてしまう実態にある。今後、AIやディープラーニング等の研究推進やそれらを活用したサービス実現等のために、高性能汎用型コンピュータの調達が見込まれるが、本手続に則った調達を行う場合、調達までに少なくとも9ヶ月以上の時間を要することとなり、わが国の学術の発展や研究開発、最先端の技術を活用したサービスの提供の足加減となること懸念される。</p> <p>コンピュータ性能の向上など急速な技術進歩の状況に応じて、たとえ少なくとも年1回程度で範囲の見直しを行うことなど、見直しの頻度を高めることが望ましい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 文部科学省 経済産業省	スーパーコンピュータの導入に当たっては、透明、公開かつ無差別な競争的手続を設けるとともに、各機関がその導入目的に最も合致したスーパーコンピュータを導入することを確保する目的で、「スーパーコンピュータ導入手続」を含む「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)が定められ、その「1」適用範囲において「3. この手続は50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする。」とされています。この対象範囲の見直しに關しましては、関係省庁において、スーパーコンピュータとしての適切な基準値を検討の上、決定するというプロセスをとっております。	「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)	検討を予定	「スーパーコンピュータ導入手続」の具体的な適用範囲は、ご提案のとおり、これまで技術進歩の状況に応じて見直しを進めてきたところです。今後も、いただいたご提案等を踏まえ、適切に見直しを進めてまいります。	
310208018	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	鉱山保安法における「特定施設」に該当する自動車の取り扱ひの見直し	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt; 鉱山保安法に基づき、鉱業権者が鉱業上使用する施設のうち保安の確保上重要と定められる「特定施設」の設置や変更の工事をしようとするとき、当該鉱業権者は、産業保安監督部長に対して工事計画を届け出なければならない。また、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始することはできない。 同法施行規則は別表で特定施設を限定列挙しており、そのなかには、「人を運搬する施設」が含まれている。自動車は、自動車検査証の交付を受けられるもの等を除き、特定施設に該当して届出が必要となるため、購入しても1ヶ月以上も利用できない。「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」で定める技術基準は適用している場合には工事開始までの期間を短縮可能とされており、自動車は、「登録識別情報等通知書」(写し)があれば審査期間の短縮が認められるが、一定期間は利用できない状況に変わりはない。このため、特定施設として登録した車両が故障した場合等で代車を準備したり、更新車両を購入したりしてもすくには活用できず、鉱山内での人員移動に支障をきたす事態が生じている。 そこで、自動車においては、登録識別情報等通知書がある等、技術基準に適合していることが明らかな場合には特定施設から除外する、あるいは、同通知書を添付した届出により即座に使用できるようにすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	鉱山保安法施行規則別表第2において、人を運搬する施設のうち自動車は、道路運送車両法第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けているもの等を除き、特定施設に掲げられている。 特定施設は設置や変更の工事をしようとするときは、工事計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。受理された日から二十日を経過した後でなければ、工事を開始してはならないが、届出の工事計画が「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」で定める技術基準に適合していると認めるときは、産業保安監督部長は工事開始までの期間を短縮することができる。	鉱山保安法第13条、鉱山保安法施行規則第31条別表第2	現行制度下で対応可能	鉱山保安法では、鉱業上使用する施設のうち、保安の確保上重要な施設(以下「特定施設」という。)については、その設置又は変更等に係る工事の計画を届け出させ、国が技術基準への適合性を審査することとなっている。 鉱山で使用する車両については、ブレーキなど安全装置を含めた技術基準の不適合が重大な災害に繋がる恐れもあることから特定施設と位置付け、適合性を審査している。一方で、自動車検査証など、他の手段により車両の安全性を確認できる場合は、届出を不要とするなど事業者の手続きの軽減を図っている。 今回提案があった「登録識別情報通知書」による届出の免除については、同通知書は一時抹消登録の際に通知されるもので、自動車検査証のように道路運送車両法上の保安基準の適合を確認することはできないため、同等の取扱いとすることはできない。なお、「登録識別情報等通知書」の添付により審査期間の短縮を認める等の規定はないが、産業保安監督部長の権限により、技術基準に適合することが認められる場合は、工事開始までの期間を短縮することを認めている。	
310208024	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	工場立地法に基づく緑地・環境施設の面積基準の緩和	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt; 工場立地法に基づき、一定規模の面積を有する工場を対象として、敷地面積に対する緑地・環境施設の合計面積は25%以上(うち緑地は20%以上)とすることが定められている。また、市町村は地域準則を定めて緑地率を緩和・強化できる。 工場立地法の制定以前に建設されていた工場の場合、建設当時の緑地率が適用されているが、この工場を再評価して新規更新を行うためには、原則として20%以上の緑地率を確保する必要がある。このため、敷地面積に余裕がない場合には、既存の建屋を撤去して緑地を新たに確保しなければならないため、企業の事業計画に大きな影響が生じ、既存拠点を生産拠点として使用できないケースも生じている。 既に、一部の市町村が条例で緑地率を引き下げているところ、国としてさらなる企業活動の活性化を図る観点から、工場立地に関する準則で定めた緑地・環境施設の合計面積の基準を25%から20%へと緩和すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	工場立地法では、工場敷地面積に占める緑地・環境施設の面積割合を原則25%(うち緑地面積は20%以上)と定めています。ただし、工場立地法の制定以前に建設されていた工場については、特例措置(工場立地に関する準則 備考)により、工場を増設した場合に、増設した生産施設面積に同じ工場敷地面積部分のみに対して、緑地・環境施設を当該面積の25%整備すればよいこととなっています。また、新規更新を行った場合にも、旧生産施設面積と新規の生産施設面積の差分(増分)面積に応じた緑地・環境施設を整備すればよいこととなっています。	工場立地法第6条・工場立地に関する準則 備考	事実確認	工場立地法の制定以前に建設されていた工場については、制度の現状に記載のとおり、新規更新を行った場合にも、旧生産施設面積と新規の生産施設面積の差分(増分)面積に応じた緑地・環境施設を整備すればよいこととなっていることから、ご指摘のように、新規更新により、敷地面積に余裕がない場合に既存の建屋を撤去して、緑地を新たに確保しなければならないというご指摘は、全工場敷地面積の25%で緑地・環境施設を整備を求めることはありません。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310227002	31年2月27日	31年3月22日	元年6月28日	看板落下事故の撲滅 最近「看板」の落下事故が増えている。人的被害も出ており、早急なる対策が必要である。	<p>●看板落下の主なる原因</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 腐食による</li> <li>2) 風による</li> <li>3) 設計・製造ミス</li> <li>4) 施工ミス</li> </ol> <p>●看板の現状と問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施主の問題                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 危険度に対する施主の認識が低い</li> <li>(イ) 「安ければ良い」という意識が強い</li> <li>(ウ) 許認可も無視していることが多い</li> <li>(エ) 確実なチェックをしない</li> </ul> </li> <li>(オ) 看板の施工が、引越、廃棄で、そのままになり、適切な処理をしていない管理者不明の古い看板がある</li> <li>2) 自然環境が大きく変化の問題                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 強風の日が多くなった</li> <li>(イ) 塩害で腐食の進行が早くなった</li> <li>(ウ) 地球温暖化で気温の高い時間が続くために、従来と違う現象が出てきている</li> </ul> </li> <li>3) 設計・製造の問題                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「技術基準」が曖昧</li> <li>(イ) 安価な海外製品が多く入ってきた</li> <li>① 日本の湿気や気候風土にマッチしない製品が増えている</li> <li>(ウ) LEDの発達で、従来の看板屋以外でも作れるようになり、看板の技術を知らない者が参戦できるようになった。</li> </ul> </li> <li>4) 施工の問題                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 気象条件や安全性を考えた確実な施工が出来ない人が多い</li> </ul> </li> </ol> <p>●問題の解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①設計・製造問題の解決策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「屋外広告物士」の資格者は、技術難易度の違う「立看板」でも「広告塔」でも出来る。この資格を「1級、2級、3級」に技術能力を分け、専門性を持つようにする</li> <li>(イ) 看板が「PL法＝製造物責任法」対象製品であると明確にする</li> <li>(ウ) 「技術基準」の作成</li> </ul> </li> <li>1) 建築のように明確な「技術基準」が無く、建築・鉄鋼・電気・塗装の寄せ集めで設計している。今後、LEDや新しい素材が数多く出てくる中、一定の技術基準が必要</li> <li>②施工問題の解決策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 建設業の業種に「看板業」を入れる</li> <li>1) 「看板工」と言った工種が無く、専門技術者がいない。「看板業」が認定されると「看板工」という工種が出来、専門工を育てることが出来る</li> </ul> </li> </ol> <p>◎提案実現後の社会的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 看板落下事故が減る</li> <li>2) 税収が増える</li> <li>3) 看板が整理され、美観が確保される</li> <li>4) 今後、デジタルサイネージやITを使った看板が増えると思われるが、安全性の高い表示装置として、社会に貢献できる</li> <li>5) IT関連が増えるために、関連技術を確かなものにすることで、若い人の働く場所として魅力的な職場になる</li> </ol>	朝日エディック株式会社	消費者庁 経済産業省 国土交通省	<p>【①(ア)について】</p> <p>屋外広告物士は、屋外広告物法第10条第2項第3号に基づく登録試験機関である、(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施している大臣認定資格であり、3年以上の実務経験を有する者を受験資格として、屋外広告物に関する関係法令や設計・施工等に関する学科及び実地試験に合格したものが取得することができる資格です。資格の制度については、(一社)日本屋外広告業団体連合会により定められています。</p> <p>【①(イ)について】</p> <p>製造物責任法では、本法の対象となる製造物を「製造又は加工された動産」と定義しています(第2条第1項)。看板についても、この定義に当てはまる場合には、本法の対象となります。</p> <p>なお、不動産の一部となった動産であっても、引き渡された時点で動産であり、しかも動産として欠陥を有しており、当該欠陥と損害との間に因果関係がある場合には、当該動産の製造業者等は製造物責任を負うこととなります。</p> <p>また、設置・組立を伴う製造物の場合、製造業者のマニュアル等その指示に基づいて設置業者の設置・組立が行われたことに起因して欠陥が発生しているときには、かかる製造業者の製造物責任が認められる可能性もあります。</p> <p>【①(ウ)について】</p> <p>広告物の設置や維持の方法の基準については、屋外広告物法第5条(※1)に基づき、都道府県が条例に定めることができることになっています。</p> <p>※1 第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公害に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。</p> <p>②(ア) 建設業の業種区分は29種類であり、区分の考え方は建設業許可事務ガイドライン(平成29年11月10日国土建第276号)に示されています。このうち看板業に関わるものとして、現場で屋外広告物の製作・加工から設置までを一貫して請け負う「屋外広告工事」は「鋼構造物工事」に、それ以外の「屋外広告物設置工事」は「び・土・工・コンクリート工事」に分類されます。</p>	<p>①(ア)・①(ウ) 屋外広告物法第9条、第10条</p> <p>①(イ) 製造物責任法</p> <p>②(ア) 建設業法第2条</p>	<p>①(ア) 対応不可</p> <p>①(イ) 対応不可</p> <p>①(ウ) 現行制度下で対応可能</p> <p>②(ア) 対応不可</p>	<p>①(ア) 「屋外広告物士」資格は、屋外広告業を営もうとする者が業務の適正な実施を確保するために選任しなければならない業務主任者の選任要件の一つであり、当該資格者は、屋外広告物の様々な形態及び最近の技術傾向等を踏まえた試験により、「広告物の表示及び掲出物件の設置」に関し必要な知識を有していると認められています。したがって、業務主任者に求められる技術面以外の役割及び他の選任要件(都道府県の行う講習会の修了等)も踏まえ、当該資格を技術能力により分ける必要性は現時点において認められないと考えております。</p> <p>①(イ) 製造物責任法の対象となる製造物については、同法第2条第1項に規定されており、何が製造物に該当するかは、条文において明確にされており、また、不動産に付した動産や設置・組み立てを伴う製造物についても、左記のとおり説明が、消費者庁ウェブサイトに掲載されている逐条解説にも記載されています(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_anotations/)。ただし、製造物責任法は、民法による不法行為に基づく損害賠償責任の特則であり、その規範を個別具体的な事案について解釈し適用することは、司法府(裁判所)の判断に委ねられています。看板にも様々な種類のものがあることが想定され、個々の看板が製造物責任法の対象となるか否かは個別事例ごとの判断となります。したがって、個別事案に対する判断は司法府の役割である一方、そのようなものが製造物責任法の対象となるかということは製造物責任法の条文や逐条解説においてすでに一定程度明らかにされていることから、お寄せいただいたご提案について対応することはできないと考えられます。</p> <p>①(ウ) 屋外広告物規制は、各地域の特性に応じて行われるべきことを踏まえ、屋外広告物法では、広告物の設置や維持の方法の基準等についての基本的な枠組みを定め、各地域に適用される規制は条例によることとしています。そのため、広告物の設置や維持の方法の基準等については、屋外広告物条例ガイドラインを参考にしつつ、各自治体に委ねられています。</p> <p>②(ア) 看板業に関わる工事の業種区分は建設業許可事務ガイドラインに例示されている通りであり、提案のあった内容については既存の枠組みの中で対応可能であると考えています。</p>	